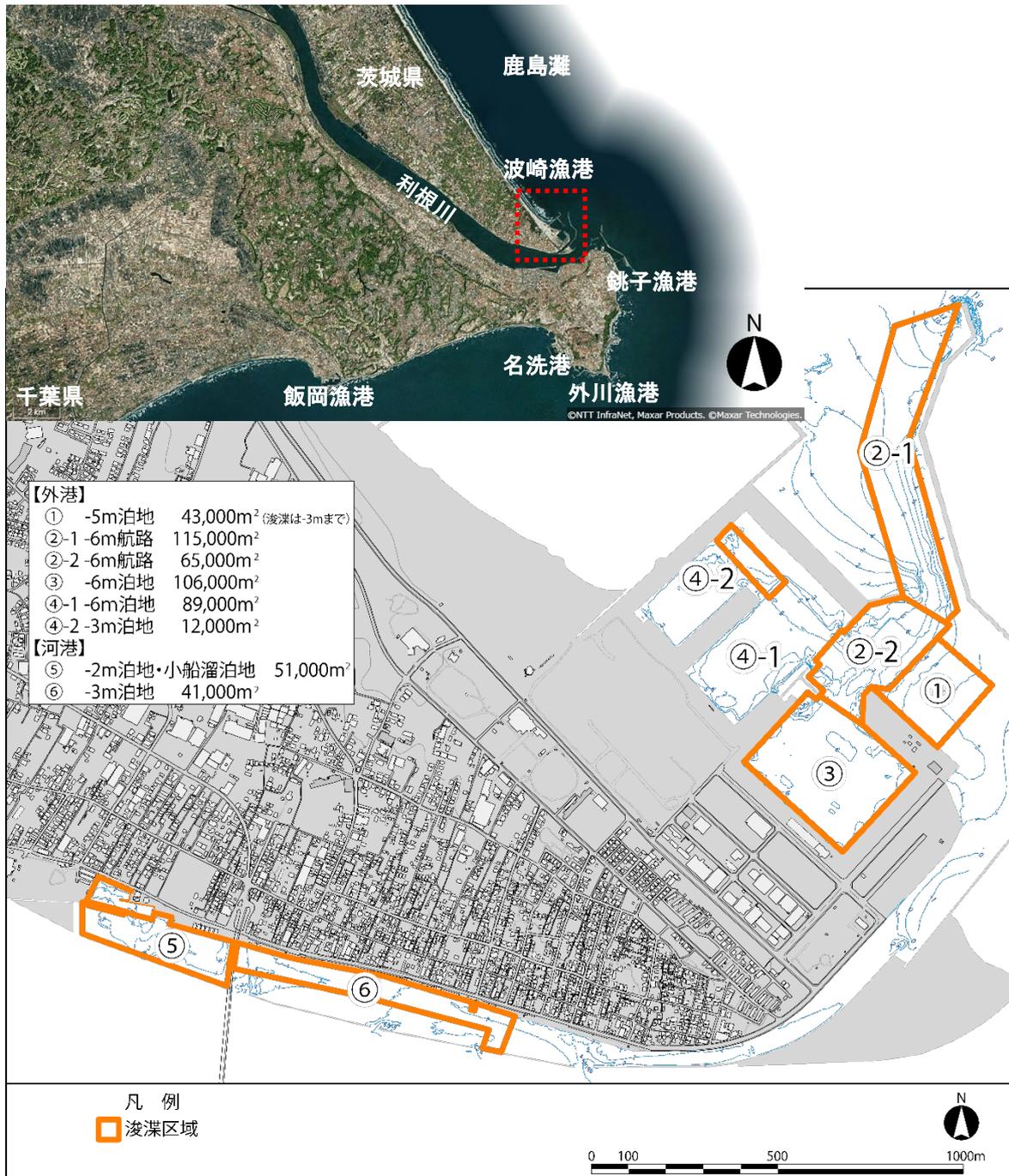


別紙-1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

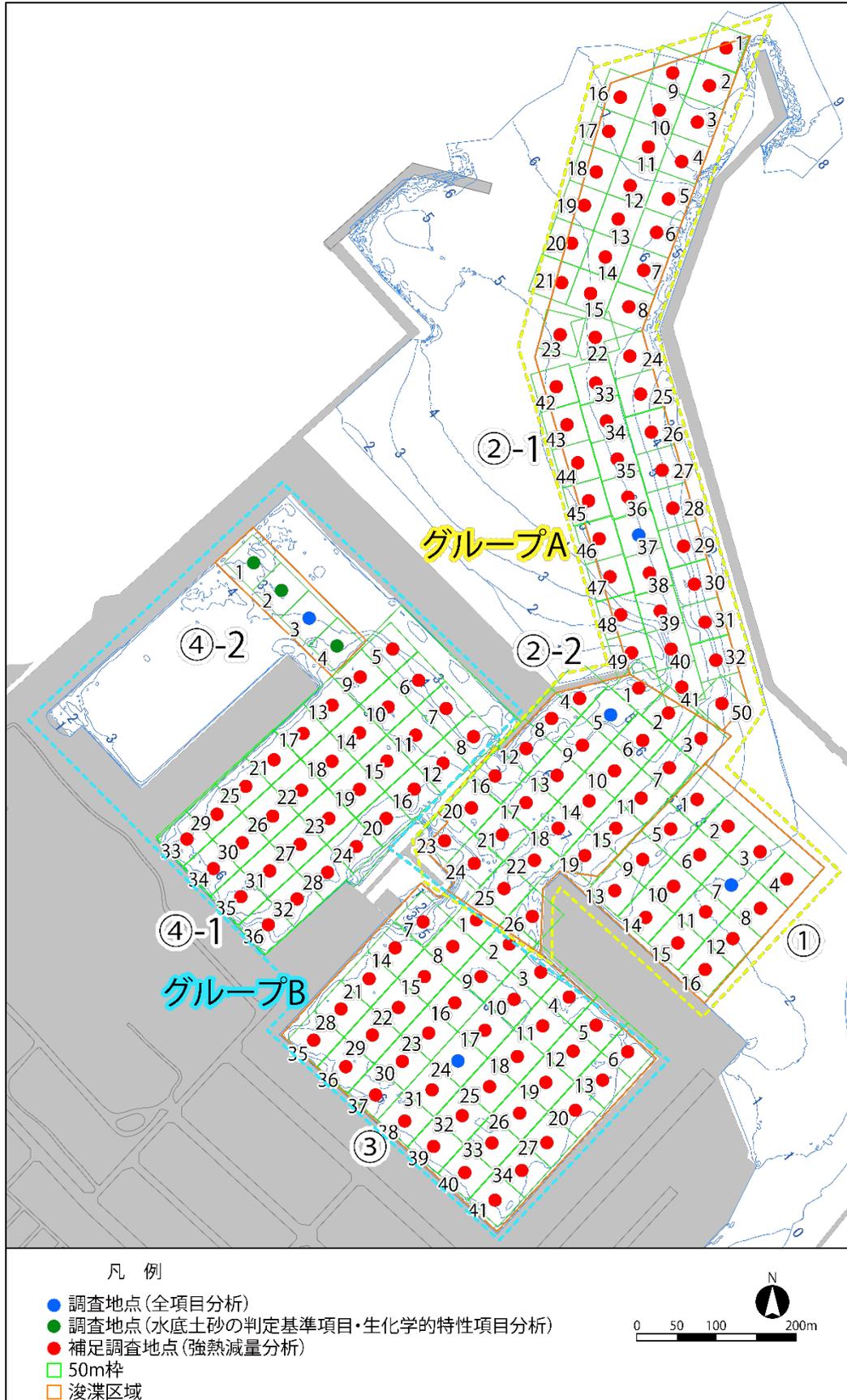
(1) 水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

浚渫区域は茨城県の最東南端、太平洋（鹿島灘）と利根川に面している波崎漁港（第三種漁港）（図-1.1 参照）の図-1.2 に示す範囲であり、浚渫する土砂が政令で規定する基準に適合しているかどうか確認するための採取位置は図-1.2、試料採取位置の浚渫土厚と試料採取を行ったコアの層数は表-1.1 のとおりである。



備考) ④-1については土砂堆積状況と利用状況より浚渫の緊急性が低いことから浚渫区域から除外した。

図-1.1 波崎漁港の位置



備考) ④-1については土砂堆積状況と利用状況より浚渫の緊急性が低いことから浚渫区域から除外した。

図-1.2(1) 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置(外港)

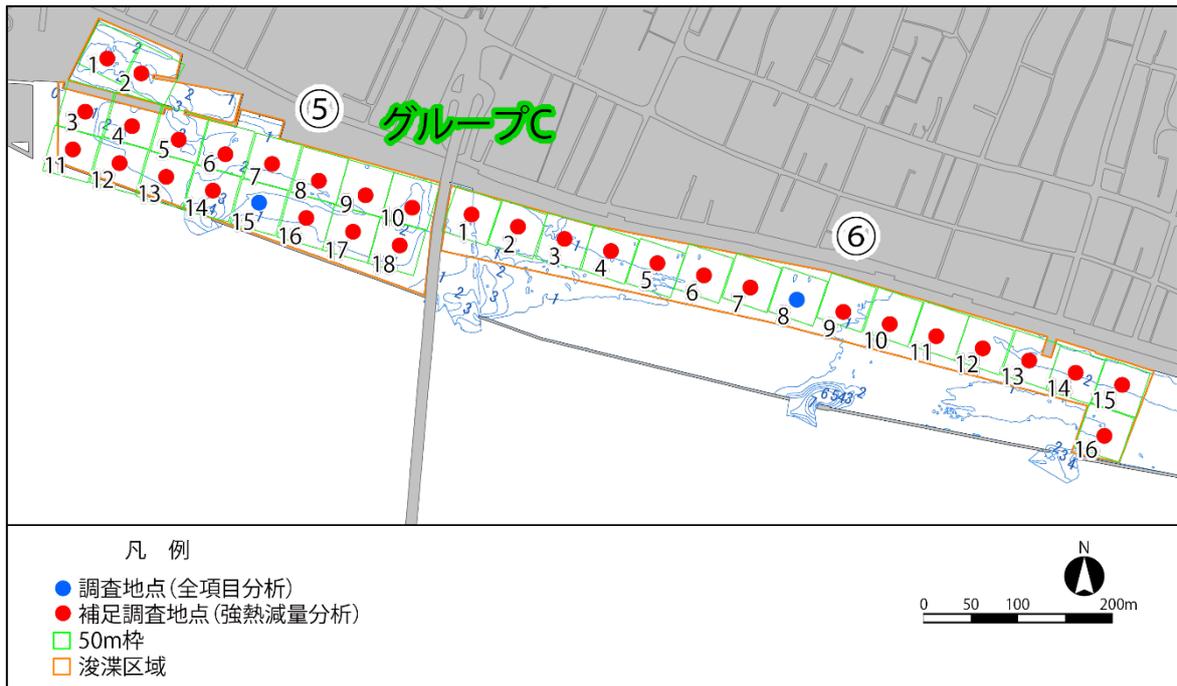


図-1.2(2) 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置（河港）

表-1.1 底質調査の代表地点の検体数（コア数）の概要

グループ	ブロック	現況水深 ^{※1} (m)	計画水深 (m)	試料採取厚 (m)	検体数	1 検体の厚さ (m)	
A	①	-2	-3 ^{※3}	1	1	1 ^{※2}	
	②-1	-4.8	-6	1.2	2	0.6 ^{※2}	
	②-2	-5	-6	1	1	1 ^{※2}	
B	③	-6	-6	0.5 未満	1	0.5	
	④-1 ^{※5}	代表地点設定なし					
	④-2 ^{※4}	-2.5	-3	0.5 未満	1×4	0.5	
C	⑤	-1	-2	1	1	1 ^{※2}	
	⑥	-1	-3	2	2	1 ^{※2}	

- 備考) 1. 現況水深は、令和5年3月現在である。
 2. 1 検体の厚さが0.5mを超える検体の判定については、判定基準換算値を求め使用した。
 3. ブロック①の計画水深は-5mであるが、利用状況を踏まえて-3mとした。
 4. ブロック④-2は近年底質調査を実施していないため50m区画で試料採取して判定基準への適合を確認した。
 5. ④-1については土砂堆積状況と利用状況より浚渫の緊急性が低いことから浚渫区域から除外した。

(2) 政令で定める基準への適合状況

海洋投入処分しようとする水底土砂の特性を把握するため、試料採取を行った地点を前出図-1.2に、分析結果を表-1.2に示す。

海洋投入処分しようとする水底土砂の特性を把握するため、浚渫区域の中から図-1.2に示す10地点（凡例●及び●）で水底土砂の採取を行い、性状の把握を行った。

これらは以下に示す理由により、浚渫区域の土砂の特性を代表するものと考えた。

波崎漁港には、港内に流入する水路はなく、浚渫範囲における陸域からの流入負荷はほとんど想定されない。また、過年度の研究^{※1}から、波崎漁港の土砂堆積は、利根川河口及び鹿島灘からの漂砂によることが明らかになっている。さらに、土砂の供給源となっている利根川河口及び鹿島灘における既往の水底質調査結果（波崎漁港が位置する神栖市が実施している環境測定結果）をみると、過去10年以上において大きな変動はみられない（図-1.3、図-1.4参照）。

このことから、海洋投入を計画する水底土砂の性状は、図-1.2に示すとおり、閉鎖性の高いブロック（③～⑥：グループB及びC）とその他の範囲（①、②：グループA）で有機物量（強熱減量）の観点から若干の違いはみられるものの、概ね同様の傾向を示しているものと考えられる。

- ・グループA（ブロック①②）：港口に近く、利根川や鹿島灘からの漂砂の影響を受けやすい。
- ・グループB（ブロック③④）：外港部奥側に位置する泊地で、Aに比べ閉鎖的な水域である。
- ・グループC（ブロック⑤⑥）：河堤に囲まれた河港部で、Aに比べ閉鎖的な水域である。

浚渫区域は特定漁港漁場整備計画に基づき、計画水深が設定されている。底質試料採取深度を浚渫深さ（計画水深）までとすることで、鉛直方向の性状を把握した。ただし、ブロック①については、計画水深は-5mであるが、利用状況を踏まえて-3mまでの浚渫とした。

さらに、代表10地点（凡例●及び●）における測定に加えて、水平的な汚染状況を補完的に把握する目的で図-1.2において●で示す193地点において補足調査を行った。

以上により、鉛直方向及び水平方向の土砂の性状を把握し、分析結果が浚渫区域全ての水底土砂の代表性を有していると考えた。

表-1.2の分析結果より、全ての項目について「水底土砂に係る判定基準」^{※2}を下回っている。また、浚渫計画範囲は茨城県鹿島灘沿岸であることから、「指定水底土砂」^{※3}に該当しない。したがって、浚渫により発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年 法律第136号）第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

※1. 「過年度の研究」参考文献は以下のとおり。

「利根川河口部の漂砂機構と波崎海岸への土砂供給の実態」（海岸工学論文集，第47巻，pp. 656-660、佐藤慎司他、平成12年）

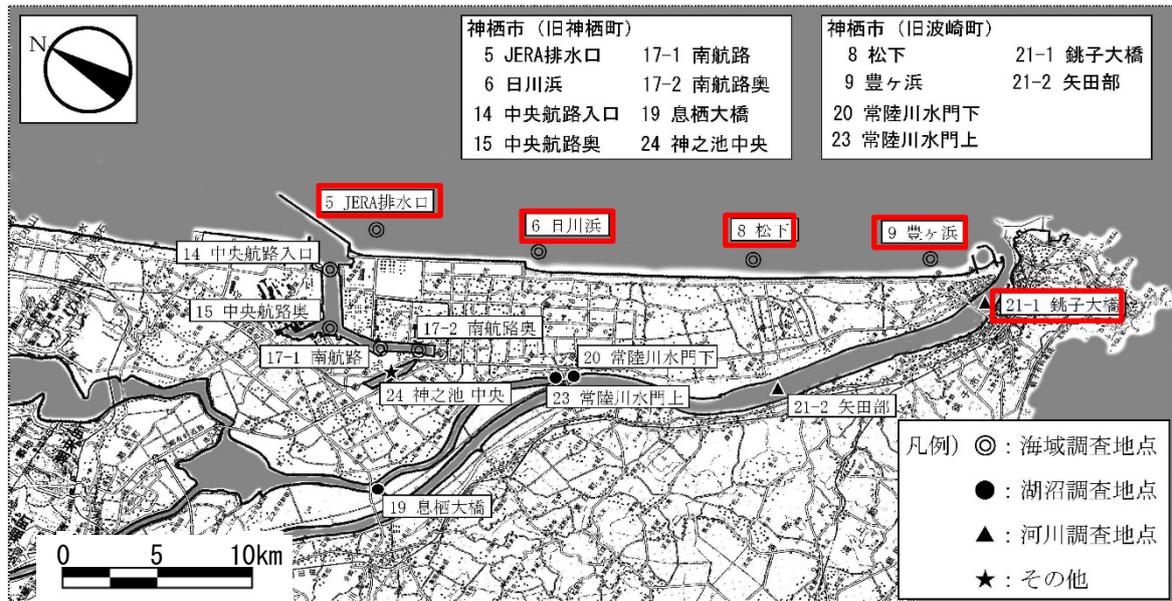
「利根川からの土砂流入のある波崎漁港周辺の海浜変形の実態と予測」（海岸工学論文集，第54巻，pp. 586-590、宇多高明他、平成19年）

※2. 「水底土砂に係る判定基準」

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年 総理府令第6号)により定める水底土砂に係る判定基準、及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」(昭和46年 政令第201号)より定める「特定水底土砂」の判定基準。

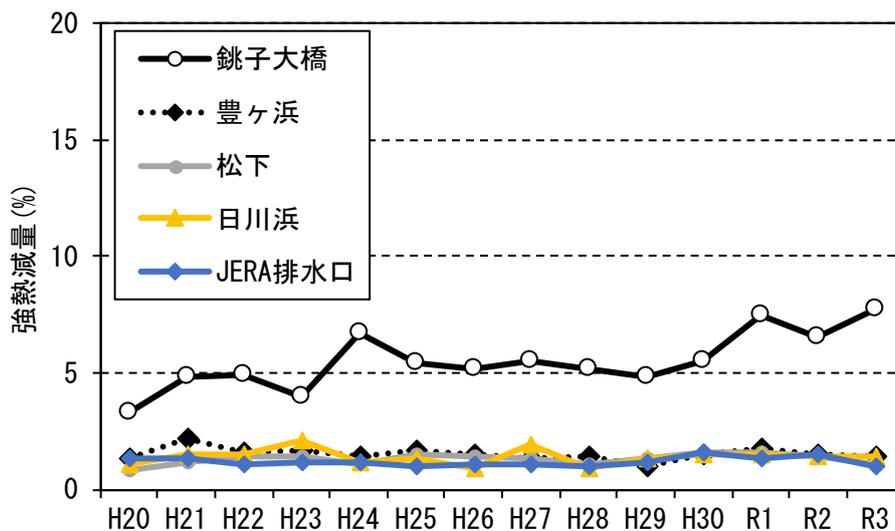
※3. 「指定水底土砂」

環境大臣が指定する海域(田子の浦港、三島・川之江港の2海域)から除去された水底土砂のうち熱しゃく減量が20%未満である土砂を指す(「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成17年 政令第209号)、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項第1号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定」(昭和48年 環境庁告示18号)関連)。



出典)「環境測定結果」(神栖市、令和3年)

図-1.3 神栖市水底質調査地点図



出典)「環境測定結果」(神栖市、平成20年~令和3年)

図-1.4 神栖市底質調査結果経年変化図(強熱減量)

表-1.2(1) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日：令和5年8月25日

項目	単位	① No. 7	(参考) 判定基準	換算値 0.5/1×判定基準	判定
		表層～1m			
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	検出されないこと		○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.007	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	1 以下	0.5 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.005 未満	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.39	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.02 未満	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.005 未満	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.026	1.5 以下	0.75 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	40 以下	20 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.02 以下	0.01 以下	○
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.5 以下	0.25 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.30	10 以下	5 以下	○

備考) 1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

2. 柱状試料 1m 分を混合して分析したため、判定基準は通常基準値の 0.5/1=0.5 倍とした。

表-1.2(2) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日：令和4年12月7日

項目	単位	②-1 No. 37		(参考) 判定基準	換算値 0.5/0.6×判定基準	判定
		表層～0.6m	0.6～1.2m			
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと		○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0042 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	0.083 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	0.083 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	0.83 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.5 以下	0.42 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005	0.1 以下	0.083 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	0.83 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	0.0025 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	3 以下	2.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	2 以下	1.7 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.16	0.22	15 以下	12.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.3 以下	0.25 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.1 以下	0.083 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	2.5 以下	2.08 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	2 以下	1.7 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	1.2 以下	1.0 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.009	0.010	1.5 以下	1.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	40 以下	33 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	0.17 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	0.017 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.04 以下	0.033 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	1 以下	0.83 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.4 以下	0.33 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	3 以下	2.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	0.05 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	0.017 以下	○
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下	0.05 以下	○
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.025 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.17 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.083 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.008	0.011	0.1 以下	0.083 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	0.42 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.0030	0.25	10 以下	8.3 以下	○

- 備考) 1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。
2. 柱状試料1.2m分を2等分(試料のコア厚0.6m)して分析したため、判定基準は通常基準値の0.5/0.6=0.83倍とした。

表-1.2(3) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日：令和5年8月25日

項目	単位	②-2 No. 5	(参考) 判定基準	換算値 0.5/1×判定基準	判定
		表層～1m			
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	検出されないこと		○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	1 以下	0.5 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.005 未満	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.008	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.20	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.02 未満	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.005 未満	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.013	1.5 以下	0.75 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	40 以下	20 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.02 以下	0.01 以下	○
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.006	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.5 以下	0.25 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.43	10 以下	5 以下	○

備考) 1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

2. 柱状試料 1m 分を混合して分析したため、判定基準は通常基準値の 0.5/1=0.5 倍とした。

表-1.2(4) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日：③・令和5年8月25日、④・令和5年8月28日

項目	単位	③ No. 24	④-2 No. 1	④-2 No. 2	判定基準	判定
		表層～0.5m	表層～0.5m	表層～0.5m		
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.5 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	0.010	0.009	0.008	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.007	0.005	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.64	0.26	0.20	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.019	0.025	0.023	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	4 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.007	0.007	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.090	0.56	0.32	10 以下	○

備考) 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表-1.2(5) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日：No.3・令和5年8月25日, No.4・令和5年8月28日

項目	単位	④-2 No.3	④-2 No.4	判定基準	判定
		表層~0.5m	表層~0.5m		
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.009	0.010	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.005	0.006	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.20	0.21	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.023	0.022	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.007	0.007	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.41	0.18	10 以下	○

備考) 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表-1.2(6) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日：令和5年8月24日

項目	単位	⑤ No. 15	(参考)	換算値	判定
		表層～1m	判定基準	0.5/1×判定基準	
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	検出されないこと		○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.006	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	1 以下	0.5 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.007	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.011	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.47	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.02 未満	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.006	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.014	1.5 以下	0.75 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	40 以下	20 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.02 以下	0.01 以下	○
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.008	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.5 以下	0.25 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.62	10 以下	5 以下	○

備考) 1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

2. 柱状試料 1m 分を混合して分析したため、判定基準は通常基準値の 0.5/1=0.5 倍とした。

表一.2(7) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日：令和5年8月24日

項目	単位	⑥ No. 8		(参考) 判定基準	換算値 0.5/1×判定基準	判定
		表層～1m	1～2m			
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと		○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.006	0.006	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	0.5 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.007	0.009	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.32	0.19	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.016	0.009	1.5 以下	0.75 以下	○
有機塩素化合物	mg/k	4 未満	4 未満	40 以下	20 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	0.01 以下	○
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.009	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	0.25 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.65	0.83	10 以下	5 以下	○

備考) 1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

2. 柱状試料 2m 分を 2 等分 (試料のコア厚 1m) して分析したため、判定基準は通常基準値の 0.5/1=0.5 倍とした。